

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	佐山	1月20日 前後 4時00分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣各殖民地電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話	芦-12	1月20日 前後 4時00分		

甲乙ノ種別

丙

乙

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

案起

昭和十二年一月二十日

付局受

月第

日號

局送

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

軍事機密記事差止ニ关シ本日陸軍

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

省ヨリ河村部隊交代兵ノ渡満ニ关シ發
表アリ為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

陸軍省公表

一月二十日

河村部隊の交代兵は来る一月二十六日左記の通り各
衛戍地を出發して渡満す

牛島部隊 午前九時三十五分

湯浅部隊 午前十一時三分

西原部隊

木谷部隊 午前十一時三十分

泉部隊

前田部隊 午前十時三十分頃

竹内部隊 午前九時十分

山口部隊 午前十時三十分

品川駅

澁谷駅

赤羽駅 澁谷駅 前十一時三十分發

甲府駅 品川駅 右三時十五分着

佐倉駅 品川駅 右三時四十分着

右二時二分發

歡送上の注意

一 父兄は出發前屯營に於て面會及歡送を爲すこと
二 般歡送者は部隊行進路の兩側に整列し歡送すること
其通路左の如し

牛島部隊 屯營 — 六本木 — 飯倉一丁目 — 三田三丁目 — 伊四子 —

湯浅部隊 竹田宮邸西側 — 品川駅

西原部隊

木谷部隊 屯營 — 菫谷駅

泉部隊

前田部隊 屯營 — 赤羽駅

三. 出發停車場に於ては構内の混雜と危険とを防止
する爲軍部の發行に係る入場證を所持する
者に制限し父兄は一名宛、地方公共團體は其代表
者^の入場せしむ

陸軍省公表

一月二十日

河村部隊の交代兵は来る一月二十六日左記の通各
衛戍地を出發して渡満す

牛島部隊

午前九時三十五分

湯浅部隊

午前十一時三分

品川駅

西原部隊

木谷部隊

午前十一時三十分

澁谷駅

泉部隊

前田部隊

午前十時三十分頃

赤羽駅

澁谷駅

前十一時三十分發

竹内部隊

午前九時十分

甲府駅

品川駅

右三時十五分着
右三時四十分發

山口部隊

午前十時三十分

佐倉駅

品川駅

右一時四十分着
右二時二分發

歡送上の注意

一 父兄は出發前屯營に於て面會及歡送を爲すこと

二 般歡送者は部隊行進路の兩側に整列し歡送すること

其通路左の如し

牛島部隊 屯營 — 六本木 — 飯倉一丁目 — 三田三丁目 — 伊四子 —

湯浅部隊 竹田宮邸西側 — 品川駅

西原部隊

木谷部隊 屯營 — 菫谷駅

泉部隊

前田部隊 屯營 — 赤羽駅

三. 出發停車場に於ては構内の混雜と危険とを防止
する爲軍部の發行に係る入場證を所持する
者に制限し父兄は一名宛、地方公共團體は其代表
者^の入場せしむ

甲乙ノ種別

丙

3

決判 月 日 文書課長 施行 二月三日

案起 昭和三十二年一月三十日 局受 月 日 號 局送 月 日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

本件ハ書面ヲ以テ施行相成可然哉

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事 取締 二關スル件

昭和八年十月二十六日附通牒ノ滿洲國ノ交通等

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣)電報 各殖民地)		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

ニ关スル^ル記事差止^レ付梅^河通線（梅河口、柳河間）、鉄

道ハ来ル二月一日ヨリ仮営業ヲ開始スル旨一月二十五日

关系當局ヨリ發表アリ 為念

ニ关スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ关スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ懇告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電 各殖民地報		月 日 前後 時 分	

發信者名

關東局警務部長

受信年月日時

昭和十二年一月二十三日午後一時〇分受

處分結果

受信者名

警保局長

決裁月日時

月 日 前後 時 分 決裁

施行顛末

警保局長

東京府警保局長 向田 謙 到 達 後

圖書課長

在東京府警保局長 向田 謙 處

事務官

和成 了 成

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢一九

蕎麥諾鐵道ニ関シ 梅河線(梅河口)

標河間)ノ鐵道ハ未ル二月一日ヨリ假營業ヲ開始

記帳濟 (印)

又儿音 本日 關係 當局 ヲリ 發表 了 儿 等 為 念

（前略）

官

事務

圖書

警務

事務 圖書 警務

事務 圖書 警務

事務 圖書 警務

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類 種
	午後 前	午後 前	五	カ	—	
	〇時	〇時	〇	キ	=	官
	分	分	號	局	字	報
<p>ニ トルイ 〃 / カ イ エ エ コ</p> <p>ヨ ヲ ヌ キ ヲ テ コ イ ハ バ ヨ ケ</p> <p>、 ヲ キ ネ キ ヲ ヲ イ マ イ シ</p> <p>五 ア ヲ 市 ヲ ド、 カ X イ ヲ ー</p> <p>ル ヲ ヲ ヲ ヒ リ ヲ、 カ ド 九</p> <p>ハ ヲ ヒ ヲ ヲ ヲ ヲ カ セ、</p> <p>ズ リ カ カ リ ハ カ ハ ヲ ヲ マ</p> <p>ハ シ ン イ カ キ カ バ ヲ シ</p> <p>、 ヲ ヲ ヲ リ タ ヲ ン、 バ カ モ</p> <p>不 ヒ イ 大 エ ル イ 大 ヲ ヲ</p>					定指	人 信 受
					番着	五
					附	日



高檢第一九號

昭和十二年一月廿五日

秘書課長

事務

務

官

理

事

官

關東局警務部長

下	關	民	大	駐	關	關	臺	朝	內	對
關	東	政	使	滿	東	東	灣	鮮	務	滿
檢	東	部	館	海	憲	軍	警	警	務	事
檢	遞	警	警	部	隊	軍	警	警	務	務
閱	信	務	務	參	司	參	務	務	保	局
係	局	司	部	謀	令	謀	局	局	局	次
員	長	長	長	長	官	長	長	長	長	長
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿

本日別紙寫ノ通り管下各警察署長ニ對シ電候セリ





高檢第一九號

昭和十二年一月廿五日

秘

關東局警務部長

關東州廳警務部長
管下各署長殿

新聞記事取締ノ件

滿蒙諸鐵道ニ關シ梅迪線（梅河口、柳河間）ノ鐵道ハ來ル二月一日ヨリ
假營業ヲ開始スル旨本日關係當局ヨリ發表アル等爲念

東京憲兵司令部(東) 2.2.15 4.30

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	柳澤	2月8日 4時一分	三浦	北海道電報 2.2.15 4.30
大阪府電話		月 日 時 分		
愛知縣電話		月 日 時 分		
各府縣各殖民地電報		月 日 時 分		
東京遞信局電話	平敷	2月2日 4時20分		

丙 甲乙ノ種別

4

案起

昭和十七年二月二日

付局受

月第

日號

局送

月 日

決判

月

日

文書課長

長

施行

二月

三日

相原

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

警視庁、北海道庁、電話通達

其他ハ書面ヲ以テ施行相成可達哉

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

二月中旬頃北海道ニ於テ行フ飛行演習ニ

相原

東京警視廳(東) 2.2. 15 4.30

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	柳澤	2月2日 4時一分	三浦	北海道電報 2.2. 15 4.30
大阪府電話		月 日 時 分		
愛知縣電話		月 日 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 時 分		
東京遞信局電話	平敷	2月2日 4時20分		

甲乙ノ種別

丙

4

案起 昭和三十二年二月二日 局受 月第 日號 局送 月 日

決判 月 日 文書課長

施行 二月三日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

警視片、北海道片、電話通達

其他ハ書面ヲ以テ施行相成可送哉

第一電報案

警保局長名

警視總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

二月中旬頃北海道ニ於テ行フ飛行演習ニ

相原

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

關スル記事ハ昭和九年十二月二十八日附記事ニ

通牒

九四式偵察機及九五式戰鬥機ニ關スル記事

差止ニ牴觸スルモノニ付

干關ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

干關ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

追而本通牒ハ外字新聞社ニハ通達セザル様取扱相成度

内務省

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報各殖民地)		月 日 前後 時 分	

發信者名

陸軍省新聞班 榎本 文佐

受信年月日時

昭和七年二月二日 前 三時 分 受

處分結果

受信者名

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時 月 日 前後 時 分 電話
受信者名 取扱者印

警保局長

圖書課長

別案ノ通知置相成可然哉

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞記事取締ニ関スル件

記帳濟

(印)

内務省

二月十五日 同日 三月 日 至 間 松 嶋 飛 行 場 二 訪 行

九 四 武 儀 奉 機 社 九 五 武 儀 斗 機 機 器 装 置 行 行

飛 行 演 習 之 美 事 記 事 八 昭 和 九 年 十 月 二 十 八 日 記 事

昇 止 之 物 觸 毛 之 件 一 九 昭 和 記 事 取 締 相 談 等

昭和九年三月十日

昭和九年三月十日

差止才四号

二月三日發送済

新聞記事差止通牒文寫送附先

一 地方長官

二 樺太廳長官、朝鮮及臺灣總督府警務局長、關東局警務部長

三 逓信省電務局業務課三、東京都市逓信局監督課（土肥事務官）

四 陸軍省新聞班（三國中佐）三、

海軍省軍務局（東島中佐）~~大臣官房副官（柳澤中佐）~~

六 憲兵司令部（長濱大佐）三、

~~外務省情報部（加瀬事務官）~~

~~對滿事務局行政課長~~

九 拓務省警務課長

○ 内閣情報局（小貫事務官）

一 逓信局警務課（ルム検閲掛（館林事務官）

保安課外事掛（豊島事務官）

東京回郵 年3月11日

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	杉山	2月3日 前10時0分		
大阪府電話		月 日 時 分		
愛知縣電話		月 日 時 分		
各廳府縣各殖民地電報		月 日 時 分		
東京遞信局電話	佐田	2月3日 前11時 分		

甲乙ノ種別
乙

案起 昭和三十二年一月三十日
 判決 5 月 日 文書課長
 施行 二月 日
 局送 月 日

主查圖書課長
 警保局長
 事務官

大臣
 理事官

本件ハ書面ヲ以テ施行相成可然哉

第一電報案

昭和十二年二月三日

警保局長名

警視廳總監
 各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事 差止及訂ニ關スル件

昭和七年八月十八日附通牒、軍事施設ニ關スル

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

北解追加の件
 有智社(和社)に
 打合しを依頼す
 同意の上回答
 三月三十一日
 西村

差止事項中、南西諸島、台湾及小笠原方面

ノ次ニ「北鮮」ヲ追加ス

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

東京
警務局長

受信者名

警保局長

受信年月日時

昭和12年1月27日 前7時30分受

處分結果

施行顛末

返信月日時
受信者名
月 日 前後 時 分
電話
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞紙及出版物取締事務

本日新聞通信雜誌發行地計轄道知

記帳濟 (印)

事ニ對シ左ノ通通條セリ。

北鮮ニ於ケル海軍ノ施設ニ関スル事項

ハ昭和九年一月十六日附及ヒ昭和十

年四月廿四日附海軍ニ関スル記事差止

通牒中四項ニ概観スルニ付キ此ノ旨各社ニ

示達相成度

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	種類
	午 後 七 時 分	午 後 一 時 分	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 分	局	字	官 報
11 4 4 1 井 7 心 大 1 2 ()						
2 2 12 4 2 1 井 7 心 大 1 2 ()						
3 4 2 1 井 7 心 大 1 2 ()						
4 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
5 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
6 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
7 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
8 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
9 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
10 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
11 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
12 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
13 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
14 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
15 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
16 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
17 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
18 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
19 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
20 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
21 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
22 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
23 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
24 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
25 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
26 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
27 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
28 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
29 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						
30 2 7 7 1 井 7 心 大 1 2 ()						

定指 人 信 受

4

新 報

番着

附



區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

昭和九年六月十六日附高檢三三八海軍=関スル

高檢二一、北舞=於ケル海軍ノ施設=関スル事項ハ

(電報譯文) (電話聽取書)

理事官

事務官



圖書課長

警保局長

警保局長

月 日 前後 時 分
後 前 時 分
後 前 時 分

返信月日時 月 日 前後 時 分
受信者名 取扱者印

受信者名

決裁月日時

施行顛末

關東局警務部長

昭和十一年一月二十八日
前一時二分受

發信者名

受信年月日時

處分結果

記帳濟

(印)

水陸施設等、訖事差止ニ抵觸スベキニ付、在意相成

度

題事官

車海守

圖書點員

醫科員

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

高檢第二一號

昭和十二年一月廿八日

圖書課長

事務官

關東局番務部長

下	關	民	大	駐	關	關	臺	朝	內	對
關	東	政	使	滿	東	東	灣	鮮	務	滿
東	部	部	部	海	憲	東	灣	鮮	省	事
部	部	部	部	軍	兵	軍	警	務	務	務
檢	遞	警	警	部	除	軍	警	務	局	局
閱	信	務	務	參	司	參	務	局	保	局
係	局	司	部	謀	令	謀	局	局	次	理
員	長	長	長	長	官	長	長	長	長	事
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	官

本日別紙寫ノ通り管下各警察署長ニ對シ電牒セリ

警保局
12.2. 2火
圖 219号



高檢第二一號

秘

昭和十二年一月廿八日

關東局警務部長

關東州廳警察部長殿
管下各警察署長殿

新聞記事取締ノ件

北鮮ニ於ケル海軍ノ施設ニ關スル事項ハ昭和九年六月十六日附高檢三三八海軍ニ關スル水陸施設等ノ記事差止ニ抵觸スヘキニ付一切新聞通信雜誌等ニ掲載セサル様各發行責任者ニ注意相成度

差止才五号

三月廿日發送済

有行

新聞記事差止通牒文寫送附先

- 一 地方長官
- 二 樺太廳長官、朝鮮及臺灣總督府警務局長、關東局警務部長
- 三 逋信省電務局業務課三、東京都市逋信局監督課（土肥事務官）
- 四 陸軍省新聞班（三國中佐）三、
- 五 海軍省軍務局（黑島中佐）三、
- 六 憲兵司令部（長濱大佐）二、大臣官房副官（柳澤中佐）二、
- 七 外務省情報部（加瀬事務官）
- 八 對滿事務局行政課長
- 九 加務省警務課長
- 〇 内閣情報局（小貫事務官）
- 一 警務局警務課（ルム檢閱掛（館林事務官）
- 保安課外事掛（中野事務官）

丙

日月付受及號局管主

月送受及號局議合

第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月
日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日

案起

昭和十二年二月三日

施行

月

日

主任



局長 事務官



圖書課長

理事官



差止内示第二号

二月三日

警保局圖書課長

警視庁檢閲課長
各片齊具特高課長
宛

新聞記事差止事項内容内示ニ关スル件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月 月	月 月
日 日	日 日

本月三日附通牒ノ軍事施設ニ关スル記事差止事

項ノ追加事項ノ内容ハ羅洋港ニ海軍航空隊及防

備隊ヲ設置シ且之ニ伴テ水陸施設ヲ為スモノニ有之候

尚本件ハ右施設完了後解除又ハ當局發表ヲ為ス

見込ニ有之候

0011

111

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話	官品	2月5日 午後 4時 0分		

入

甲乙ノ種別

乙

6

案起	昭和三十二年二月五日
決判	月 日 文書課長
施行	月 日
付局受	月 日 號
局送	月 日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

本件書面ニ依リ施行相成可然哉

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事

差止

ニ關スル件

昭和十二年海軍大演習ニ关スル左記事煩ハ

内務省

議	合	
第	第	第
號	號	號
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

六

之ヲ推知シ得ル事項ト虽海軍省發表

以外

手關ナル記事ト一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

手關ナル記事ト之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

記

一、演習施行ノ時期及地域

二、演習部隊ノ編制

三、研究實施施事項

四、演習ニ使用スル施設

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省

内務省警保局

官房機密第三〇九號

昭和十二年一月三十日

内務省警保局
逓信省電務局外國電信課
拓務省管理局

御中

海軍省副



新聞記事差止ニ關スル件照會

昭和十二年海軍大演習ニ關スル左記事項ハ海軍省ヨリ公表スルモノノ外
右事項ヲ推知シ得ベキ事項ト雖一切新聞紙ニ掲載セザル様御取計相成度

記

一月三十日官房機密第三〇九號

海軍

一、演習施行ノ時期及地域

二、演習部隊ノ編制

三、研究實施事項

四、演習ニ使用スル施設

~~~~~

寫  
送 付 先 各 副 官 官 廳  
在 京 府 副 官 官  
各 鎮 守 部 副 官  
各 艦 隊 副 官  
各 駐 海 軍 部 副 官  
陸 軍 省 新 聞 部 副 官  
外 務 省 令 部 官  
憲 兵 司 部 官

~~~~~

(終)

差止不之号

二月五

新聞記事差止通牒文寫送附先

女送局

一 地方長官

二 樺太廳長官、朝鮮及臺灣總督府警務局長、關東局警務部長

三 逋信省電務局業務課三、東京都市逋信局監督課(土肥事務官)

四 陸軍省新聞班(三國中佐)三、

五 海軍省軍務局(黑島中佐) 大臣官房副官(柳澤中佐)二、

六 憲兵司令部(長濱大佐)二、

七 外務省情報部(加瀬事務官)

八 對滿事務局行政課長

九 加務省警務課長

一〇 内閣情報局(小貫事務官)

一 逋保局警務課(小川檢閱掛(館林事務官))

保安課外事掛(野村事務官)

新聞記事差止通牒文寫送附先

合 議 局 號 及 受 送 月									主 管 局 號 及 受 付 日 月	
第	第	第	第	第	第	第	第	第		
號	號	號	號	號	號	號	號	號		
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受		
月	月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日	日		

丙

案 起

昭 和 十 二 年 二 月 五 日

施 行 月 日

主 任



周 長

圖 書 課 長

事 務 官

理 事 官

差 止 内 示 三 号

月 日

警 保 局 圖 書 課 長

警 視 庁 檢 閲 課 長
各 庁 府 縣 特 高 課 長
宛

新 聞 記 事 差 止 事 項 内 容 内 示 之 关 ス ル 件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

本月五日附通牒ノ昭和十二年海軍大演習

ニ关スル記事差止ノ内示事項左記ノ通ニ有

之候

記

一時期

大演習ハ九月上旬ヨリ十月上旬ニ亘リ次ノ二期

内務省

ニ分テ實施セラル

(一) 第一期演習 九月上旬ヨリ十月上旬迄

(各艦隊ノ單獨演習)

(二) 第二期演習 十月中旬ヨリ十月上旬迄

(艦隊對抗演習)

右時期^ニ关シテハ嚴重取締ヲ要ス

ニ地域

大演習地域ハ南太平洋(大体我國ノ南方面赤

道ニ至ル間)ニ於テ行ハル

右地域ハ之ヲ推知セシムルモノト虽モ嚴重取締ヲ

要ス、單ニ「太平洋」^レ「大洋」^レ等ト記スルノミニシテ之ニ

依リ地域ヲ暗示スルモノニアラザルトキハ差支ナシ

三、演習部隊ノ編制

演習参加部隊ハ目下ノところ第一、第二艦隊（聯

合艦隊）第四艦隊（臨時編制）ノ見込

九月頃

ナシ

参加部隊ノ編制ニ关シテハ單ニ第一又ハ第二艦隊
若ハ聯合艦隊（第四艦隊ハ海軍省發表後）ガ
参加スル旨ノ記事ハ差支ナキモ各艦隊ノ編制ヲ
具體的ニ示シ又ハ参加兵力ヲ記載スルガ如キ
ハ嚴重取締ヲ要ス

四、研究實施事項

本項ニ关シテハ海軍省發表以外一切嚴重取締

ヲ要ス

五、演習ニ使用スル施設

例ハ飛行機不時着陸場、無線方向探知機、

望楼設備等ヲ指称スルモノナルガ右ニ关シテハ其

ノ所在、施設ノ状況等一切嚴重取締ヲ要ス

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各府縣各殖民地電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

甲乙ノ種別

7

決判

月

日

文書課長

施行

二月十七日

案起

昭和十二年二月十七日

局受

第

號

局送

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)

宛

新聞記事

取締

二關スル件

昭和六年九月二十二日附通牒、軍事機密

共ニテ
10人

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

差止ニ矢之左記事煩ヲ

ニ關タル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關タル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

記

滿洲又ハ北支派遣若ハ帰還部隊ニ关レテハ從前ハ
上奏御裁可ノ上發令セラレタル旨陸軍省ヨリ發表ス
ルヲ通例ト致居リ從ツテ發表アリタル部隊ニ付テハ當
該部隊出發前ト虽モ派遣又ハ帰還ノ旨ノ報道ハ
差支ナキ次第ニ有之候知今後ハ軍ノ都合ニ依リ發
表セザル趣ニ付テハ派遣又ハ帰還ノ旨ハ當該部隊ノ

出發後（帰還部隊ニ关シテハ内地部隊ハ最初ノ入港地到着、朝鮮部隊ハ國境通過後）ニアラザレバ昭和六年九月二十二日附記事差止第一項ニ依リ報道シ得ザルコト、相成候ニ付記事取扱上特ニ御注意相成度

尚其ノ他ノ事項ニ关シテモ軍機保持上特ニ記事差止事項ニ御留意相成ルト共ニ従来師団又ハ旅団等ヲ表示スル場合「本部隊」又ハ「部隊」等ノ用語ヲ

内務省

使用セラレツ、有之候モ今後ハ總テ「部隊」ト表示相成

様致度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

丙

日月付受及號局管主

月送受及號局議合

第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

案起

昭和十二年二月十七日

施行 月 日

局長

圖書課長

事務官

理事官

差止内示第四号

警保司圖書課長

警視庁検閲課長

各庁府具特高課長 宛

新聞記事差止事項之关スル内示件

主任

二十八年



日	
第	第
號	號
送受	送受
月 月	月 月
日 日	日 日

昭和六年九月二十二日附通牒差止ノ軍事機密

記事差止ニ関シ近々第二師団及第四師団(仙臺)
(大坂)ガ

渡満シ第九師団(金沢)ガ帰還スル趣ニ有之候知軍

當^高於テハ今後部隊ノ派遣又ハ帰還ニ関シテハ

發表セザル方針トシ(由)有之候(ハ)付テハ番差止同

事項第一項ニ依ル記事取締ハ(概)概本ナ左記要

内務省

綱^ニ依り取扱相成度

尚従来師団、旅団等ヲ表示スル場合^ニ本部隊^ト

又ハ部隊^{ナル}用語ヲ使用シ居リ候^ハ将来ハ總テ部^ト

隊^{トスル}様適宜各報道機関ヲ指導^シ相成度

○ 滿洲又は北支派遣若ハ帰還部隊コレテ其ノ旨發表
セザル場合ニ於ケル差止事項第一項ニ依ル記事取締要綱

○ 取締事項

不問事項

第一、派遣部隊ニ关スル事項

○ 出發前ニ关スルモノ

(一) 派遣ノ事實又ハ之ヲ推知セシムルガ如キ事項

〔例〕

○ 何部隊ニ滿洲(又ハ北支)派遣ノ命下ル

○何部隊滿洲派遣為メ運輸ニ於テ輸送船ヲ備上ゲタメ

○何部隊ニ於テハ目下軍需品ヲ北支ニ輸送シツアリ同部隊ハ近ク右方ヨリ派遣セラレル模様デアル

○何部隊何中尉外何名ハ渡滿先發隊トシテ本日出發シタ

○何部隊デハ渡滿將兵ノ父兄ニ最後ノ面会ヲ許シタ

(部隊ニ於ケル派遣前ニ有ニ面会ヲ行フガ如キ記事ハ仮令派遣事案ヲ推知明示セザル場合ト

内務省

虽モ之ヲ推知セシムル事ナラシムルヲ以テ取締ヲ要ス
(廣)

○近ク渡満スル何部隊ニ於テハ本日一有ニ軍
裝検査ヲ行ツタ

何部隊ニ於テハ本日臨時軍裝検査ヲ
実施シタ

○近ク渡満スル將兵ノ送別会ガ何市主催ノ
下ニ行ハレタ

何市デハ何部隊ノ將兵ヲ招待シテ一大懇
親会ヲ開催シタ

(送別会)ト記載スルトキハ派遣事實ヲ推
知セシムル事ナラシムルヲ要ス
(廣)

○何市長(又ハ町村長)在郷軍人、口防婦人会等
ハ渡満部隊慰問ノ為メ本日何部隊ヲ訪問
シタ

何市長(等)ハ本日何部隊ヲ訪問シタ

内務省

○何部隊デハ渡滿後ハ武運長久ヲ祈願スル為
メ部隊長以下何神社ニ参拜シタ

何部隊デハ武運長久ヲ祈願スル為メ何神社
ニ部隊長以下参拜シタ

以上外滿洲又ハ北支派遣ヲ推知セシムルガ如キモ
ノハ取締ヲ要ス

以上各項ノ記事ハ全然派遣ノ事實ヲ推知
セシメザルニシテ要ス

尚衛戍地出發後ニ於テハ衛戍地名其他
ノ差止事項ニ抵触セザル限り不問

(二) 派遣日程又ハ之ヲ推知セシムルガ如キ事項

〔例〕

○ 来ル何月何日頃渡滿ニ決定ス

○ 来ル何月中旬頃渡支スル筈

内務省

○陽春(初夏、酷暑等)ノ候渡滿ノ模
様

○本日何地ニ到着トモ何部隊ハ明朝(又
ハ来ル何日)何地ニ向フ

○(通過地ニ於ケル)將來ノ日程ニ付テモ取締
ヲ要ス

以上右項ハ派遣ノ事實又ハ行動計画ヲ集
録スルモノニ付取締ヲ要ス

過去ノ~~行程~~行程ノ日程又ハ時刻等ヲ
記載スル由ニ問

二、出發後ニ关スルモノ

(一) 出發地(衛戍地)ニ关スル事項

(例)

○ 何部隊ハ渡満ノ為メ何市ヲ出發スル(將來) 出發シタ(過去)

○ 何部隊ハ渡満ノ為メ何駅ヲ出發スル(將來) 出發シタ(過去)

何地

○ (何市電話) 何部隊ハ本日渡満ノ為メ何駅ヲ出發シタ(過去)

何部隊ハ本日渡満ノ為メ原隊ヲ出發シタ(過去)

何部隊ハ渡満ノ為メ本日〇〇市ヲ出發シタ(過去)

何部隊ハ渡満ノ為メ〇〇駅ヲ出發シタ(過去)

○ (〇〇市電話) 何部隊ハ本日渡満ノ為メ何駅ヲ出發シタ(過去)

将来渡満スル如ク豫報スルハ、(一)ノ取締ヲ受テ

過去ノ記事ト虽モ衛戍地ヲ明示スルコトヲ得ズ

(過去ノ記事ニシテ) 目的地ヲ記スル場合満洲、北滿、南滿又ハ北支等ト記シ得ルモ具体的ニ部隊ノ駐屯地ヲ明示スルコトヲ得ズ

(二) 通過地ニ关スル事項

駅又ハ沿道ニ於ケル見送ノ状況ハ出發地ヲ明示セズ又ハ他ノ差止事項ニ抵觸セザル限リ不問

(例)

○渡満ノ途ニ上ツタ何部隊ハ(過去)何駅ヨリ乗車シ、何港ニ於テ輸送船何丸ニ乗船シ、何地ニ上陸、何地ヲ至テ、何地ニ向テ(将来)

渡満ノ途ニ上ツタ何部隊ハ(過去)○駅ヨリ乗車シ、○港ニ於テ輸送船○丸ニ乗船シ○地ニ上陸、○地ヲ至テ○地ニ向テ(将来)

内務省

右の内其の一部分ヲ明示スルモノト虽モ取締
ヲ要ス

渡満ノ途ニアル何部隊ハ本日午後何時何
取ヲ通過シタ(過去)

渡満ノ途ニアル何部隊ハ本日午前何港ニ
到着同地ニ宿営シタ(過去)

渡ノ途ニアル何部隊ハ本日夕刻何地ニ上陸
シ(過去)一路〇〇(将来ノ通過地又ハ駐
屯地)ニ向ツタ(将来)

備考

過去ノ通過地ハ出發地(衛戍地)ヲ明示
セザル限り不同、将来ノ通過地ハ明示スル
コトヲ得ズ

(三) 駐屯地ニ関スル事項

(例)

○ 何部隊ハ何地ニ駐屯スル(将来)駐屯
シタ(過去)

何部隊ハ何地ニ駐屯スル(将来)○地ニ
駐屯シタ(過去)

○ (何地發電報) 何部隊ハ本日駐屯部署
ニ着イタ(過去)

(~~日~~○) 發電報) 何部隊ハ本日駐屯部署
ニ着イタ(過去)

○ 戦況

過去、駐屯地ハ現ニ駐屯レ居ラザル場合
ハ不問

第二 帰還部隊ニ関スル事項

(一) 帰還ノ事実又ハ之ヲ推知セシムルガ如キ
事項

〔例〕

○ 何部隊ニ帰還命令下ル

○ 何部隊ハ帰還ノ為メ部隊ヲ集結シツ
、アル

○ 何部隊ハ帰還ノ為メ準備ヲ開始シタ

○ 何部隊ノ何某ヨリ何部隊ハ近ク帰還

スル模様ナリトノ通信アリ

○何部隊ハ目下^陣需品ヲ原隊ニ輸送シツアリ
近ク帰還スル模様ナリ

以上ノ外

帰還日程

出發地又ハ經過地

等ハ帰還ノ事實ヲ^{又之}推知セシムルモノナラズ以テ
取締ヲ要ス

内務省

部隊ガ内地又ハ朝鮮ニ帰還(内地ニ在リテハ
最初ノ入港地、朝鮮ニ在リテハ口境通過後)
シタル後ハ亦後ノ日程、通過地、帰還地
ヲ明示スルモ他^ノ事項ニ^ハ抵触セザル限リ
不問但シ全部隊ノ帰還ニアラスレテ例ハ
交代兵ノ帰還等ノ場合^ハ帰還地(衛戍
地)ノ前屬部隊ノ現駐地、部隊号、
特殊兵種等ヲ明示スルコトヲ得ス

参考事項

派遣部隊及衛戍地

第二師團

歩兵第三旅團

宮城縣 仙台市

歩兵第四聯隊

宮城縣 仙台市

歩兵第二十九聯隊

福島縣 若松市

歩兵第十五旅團

新潟縣 高田市

歩兵第十六聯隊

新潟縣 新発田市

歩兵第三十聯隊

新^作縣 高田市

騎兵第二聯隊

宮城縣 仙台

野砲第二聯隊

宮城縣 仙台

独立山砲兵第一聯隊

新厚縣高田市

工兵第二大隊

宮城縣仙台

第四師團

大阪府大阪

歩兵第七旅團

大阪府大阪

歩兵第八聯隊

大阪府大阪

歩兵第九聯隊

大阪府大阪 兵庫縣篠山

歩兵第三十一旅團

和歌山縣和歌山

歩兵第三十二聯隊

大阪府大阪

歩兵第三十三聯隊

和歌山縣和歌山

騎兵第四聯隊

大阪府大阪

野砲兵第四聯隊

大阪府信太山

工兵第四大隊

大阪府高槻

輜重兵第四大隊

大阪府大阪

加野 加野 加野
 加野 加野 加野
 加野 加野 加野

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	加野	2月8日 前6時15分		大加 加野 6.50 加野
大阪府電話	加野	2月8日 前6時50分		
愛知縣電話	加野	2月8日 前6時20分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 前 時 分		
東京遞信局電話	加野	2月8日 前6時25分		

甲乙ノ種別
 丙

号外

案起 昭和十二年 二月十八日 局受 月 日 號 局送 月 日

決判 月 日 文書課長 施行 月 日

同加野加野

大臣
 警保局長
 事務官
 理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事 取 締 二關スル件

左記事項ヲ至急貴管下各埠要

号外

内務省

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

申利社

号外

本關ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度
 本關ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

①

記

帝國議會ニ於ケル秘密會ノ議事ノ内容

ハ新聞紙ニ掲載セザル様ル今特ニ編

輯上御留意相成度

内務省

帝口孺倉、松、秘密倉、孺事、
編輯、
止御苗意相、

（白案）

内務省

丙

合 議 局 號 及 受 送 月									主 管 局 號 及 受 付 日 月	
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號		
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受		
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		

案 起
昭 和 十 二 年 二 月 十 八 日

施 行
月 日

警 保 局 長

圖 書 課 長

事 務 官 

理 事 官

年 月 日 內 務 省 警 保 局 長

司 法 省 刑 事 局 長

貴 族 院 書 記 官 長

衆 議 院 書 記 官 長

陸 軍 省 軍 務 局 長
海 軍 省 軍 務 局 長

宛

主 任

省 警 保 局 長 宛
十 二 年 二 月 十 八 日

日	
第	第
號	號
送受	送受
月 月	月 月
日 日	日 日

新聞記事取締之件

標記ノ件ニ关シ本日別紙ノ通告各地方長官

宛通牒致候奈為念及通報候

領收證

第一號
受附省
二月九日

昭和三年二月九日

司法省

受附省

紙 箋 附

昭和十五年二月十九日

海軍省軍務局

領收書

一軍務局長長官 村野

交通

由前省子部保与長官

2.2.19

領收之證

一封書

但軍務局長官

花

大正

年 月 十九日

陸軍省

接受



甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		本件ハ三月二十六日 陸軍省新聞班 杉本支佐ヨリ電 話ヲリタルニヨリ
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各廳府縣各殖民地電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

決判 二月二十六日 文書課長
 施行 二月二十七日

案起 昭和十二年二月二十六日 局受 第 月 日 號 局送 月 日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

本件ハ書面ヲ以テ施行相成可然哉

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官 (除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

昭和九年十二月二十八日附通牒 (昭和十一年)

(差止)



内務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

年七月十五日一部追加ノ九四式偵察機及

九五式戰鬥機ノ字真ハル今飛行中ノ遠影

ノモノ(構造、裝備等ヲ明示セザル程度ノモノ)ニ

限リ掲載差支ナキニ付

手關ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

手關ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

差止 八号

新聞記事差止通牒文寫送附先

一 地方長官

二 樺太廳長官、朝鮮及臺灣總督府警務局長、關東局警務部長

三 逋信省電務局業務課三、東京都市逋信局監督課（土肥事務官）

四 陸軍省新聞班（三國中佐）三、

五 海軍省軍務局（黑島中佐） 大臣官房副官（柳澤中佐）二、

六 憲兵司令部（長濱大佐）二、

七 外務省情報部（加瀬事務官）

八 對滿事務局行政課長

九 對滿事務局警務課長

○ 內閣情報局（小貫事務官）

一 警務局警務課（イ）ルム檢閱掛（館林事務官）

保安課外事掛（豊島事務官）

A

A

甲乙ノ種別

乙

發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
2月27日 前 後 / 時 0分		
2月27日 前 後 / 時 30分		
2月27日 前 後 / 時 15分		
2月27日 前 後 / 時 0分		
2月27日 前 後 / 時 5分		

區
警 視
大 阪
愛 知
各 廳 府
各 殖 民 地
東 京 道

案起

昭和十二年二月二十七日

付局受

月第

日號

局送

月

日

9 決判

月

日

文書課長

施行

二月二十七日

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事差止一部解除ニ關スル件

昭和八年十一月九日附通牒差止ノ滿洲國ニ於テ君

札

務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

主制ヲ採用スルヤノ件~~ヲ~~留保事項第六項帝

位継承~~ヲ~~ニ關スル事項中「帝位継承」ニ關スル

事項ニ限リ來ル三月一日附朝刊ヨリ

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ^{警告}懸談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

九

九

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

關東局敬言務部長

受信年月日時

昭和12年2月20日 前8時0分受

處分結果

受信者名

警保局長

決裁月日時

月 日 前後 時 分 決裁

施行顛末

返信月日時 月 日 前後 時 分 電話
受信者名 取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

明日措置可也

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢 四四

昭和八年十一月十日附記事差止、滿洲國

記帳濟 (印)

ニ於テ君主制ヲ採用スルヤノ件ニ関シ第六
項中帝位繼承ニ関スル事項ニ限り来ル三
月一日附朝刊ヨリ之ヲ解除ス此旨各新聞
通信雜誌發行責任者ニ示達相成度

追而、第六項中ノ帝族ニ関スル件ハ依然
禁止事項ナルニ付、爲念、

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類種
	午後 七時 五分	午後 五時 一分	五 二 一 號	三 二 一 局	一 五 七 字	官 報
本 日 キ ル イ ガ ス ン ン ケ ネ コ ヲ ウ ウ タ エ イ ル ニ ニ キ ン ケ テ カ ル 一 一 ヤ ウ ウ ニ ニ シ ン コ ニ ス ノ セ コ ヲ ウ ウ ヨ コ ケ イ ク サ ウ 四 リ キ ニ ウ ウ ン コ ニ ニ キ カ ニ ケ ニ サ オ ト 一 セ 七 コ カ ヒ ギ カ ウ カ イ 一 メ 〇 ウ ヲ ウ ウ ニ ニ ン ウ イ ヒ ウ ケ ウ ウ リ ス イ ウ ウ ウ ウ ウ 						受 信 人 指 定 着 番 附 附



紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數 字	類 種
	午 後 前	午 後 前				
	時	時				官 報
	分	分	號	局	字	報
<p style="font-size: small; opacity: 0.5;"> 本署に於て... (Faint background text) </p>				<p style="font-size: small;">定指</p> <p style="font-size: small;">番着</p>	<p style="font-size: small;">人 信 受</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">又</p>	
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">キニ大ウ</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">五ル</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">系ニケテ</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">コハソ</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">ウイ</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">五十七</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">ル</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">ニ</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">ツキ</p>				<div style="text-align: center;">  </div>		

2. 26 道府廳
 2月24日 日
 (朝) 刊
 版

東京日日新聞

警保局長	
圖書課長	
事務官	

滿洲國帝室大典
 三月一日佳辰に發布

【新京本社特電】(廿三日發) 滿洲國帝室大典は康徳二年一月組織された帝室大典委員會において慎重起草中であつたが約二ヶ年の日子を費しこの

ほとん重要項目を脱稿したので
 諸般の手續きを了し、来る三月一日の建國五周年記念の佳辰を期して發布されることになつた

安寧不問

二月二十四日

圖書課

第廿九号

新聞記事差止通牒文寫送附先

- 一 地方長官
 - 二 樺太廳長官、朝鮮及臺灣總督府警務局長、關東局警務部長
 - 三 逋信省電務局業務課 三、東京都市逋信局監督課（土肥事務官）
 - 四 陸軍省新聞班（三國中佐）三、
 - 五 海軍省軍務局（黑島中佐） 大臣官房副官（柳澤中佐）二、
 - 六 憲兵司令部（長濱中佐）二、
 - 七 外務省情報部（加瀬事務官）
 - 八 對滿事務局行政課長
 - 九 對滿省警務課長
 - 〇 內閣情報局（小貫事務官）
 - 一 逋信局警務課（イルム檢閱掛（館林事務官）
- 保安課外司掛（長濱中佐）

東京憲兵司令部(京) 3.1 午0.35

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	村山	3月1日 前 後 0時30分		新野縣(改集) 3.1 午0.30
大阪府電話	西岡	3月1日 前 後 0時40分		宮本縣(中村) " 午0.40
愛知縣電話	鈴木	3月1日 前 後 0時40分		石川縣(川村) " 午1.0
各府縣(各殖民地)電報	電報	3月1日 前 後 12時55分		
東京遞信局電話	河江	3月1日 前 後 0時30分		

乙 甲乙ノ種別

案起 10

決判 月 日 文書課長 施行 三月一日

昭和十二年三月一日 付局受 月 日 號 局送 月 日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事 差止解除ニ關スル件

客年九月二十四日附通牒、支那方面ニ於ケル

10

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

海軍兵力ノ行動及所在ニ関スル差止ハ

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

極秘

内務省警保局

官房機密第六四二號

昭和十二年三月一日

内務省警保局
遞信省電務局
拓務省管理局

御中

海軍省副



五ノ一ノ年三月一日
五ノ一ノ年三月一日
五ノ一ノ年三月一日

新聞記事差止解除ニ關スル件照會

昭和十一年官房機密第二五一二號ヲ以テ支那方面ニ於ケル海軍兵力ノ行
動及所在ニ關スル記事差止中ノ處右ハ解除セラレ候ニ付可然御取計相成
度

(終)

海軍

區分	受信者名	發信月	發信日	發信時	發信分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各廳府縣各殖民地電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

甲乙ノ種別
丙

案起
昭和十二年三月十七日
付局受
月第
日號
局送
月
日

決判
月
日
文書課長
施行
月
日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

本件ハ書面施行相成可然哉

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

昭和八年十月二十六日附通牒、滿洲國ノ交

事務

111

議	合	
第	第	第
號	號	號
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

通等ニ关スル記事差止ニ付本日关東軍司

千ヤムス
ホウセイ

令部ヨリ 佳木斯、寶清間、定期航空路開

始ニ关シ發表アリ為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度